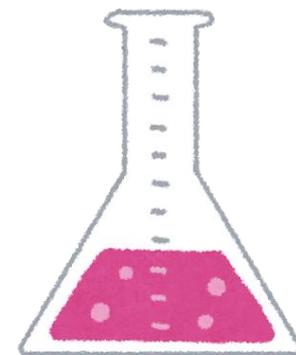


# 令和7年度 新たな化学物質規制に関する説明会 ～新たな化学物質規制について～

---



令和8年2月  
浦河労働基準監督署



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future



# 説明のポイント

- 1 職場における化学物質による労働災害発生状況
- 2 職場における新たな化学物質管理規制
- 3 第2回化学物質管理強調月間
- 4 化学物質のリスクアセスメントについて





# 1 職場における 化学物質による労働災害発生状況

## 化学物質の性状に関連の強い労働災害の発生状況(全国)

※化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果(令和6年11月公表)をもとに作成

事故の型別	発生年				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
有害物等との接触	404	430	408	442	463
爆発	35	34	34	34	49
火災	95	34	30	36	30
合計	534	498	472	512	542

化学物質の性状に関連の強い労働災害は、直近10年間で、年間500件前後で推移しており、減少は見られない。





# 1 職場における 化学物質による労働災害発生状況

- 有害物等との接触による労働災害の発生が多い  
上位10業種【令和元年から令和3年までの合計】

順位	業種	件数	順位	業種	件数
1	食料品製造業	162件	6	小売業	72件
2	化学工業	119件	7	飲食店	62件
3	清掃・と畜業	97件	8	その他の建設業	58件
4	金属製品製造業	88件	9	道路貨物運送業	47件
5	建築工事業	83件	10	その他の事業	43件



# 1 職場における 化学物質による労働災害発生状況

## ■ 職場における化学物質による労働災害事例

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム ( <b>未規制物質</b> )		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が <b>両手化学熱傷</b> となった。
保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発生し、救急車で病院に搬送され、 <b>塩素ガス中毒</b> と診断された。
中毒・薬傷 製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェット用インクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、 <u>インク</u> をこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、 <b>有機溶剤中毒</b> と診断された。
ビルメンテナンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業員3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、 <b>フッ化水素中毒</b> と診断された。

※出典：平成29年～令和元年労働者死傷病報告



# 1 職場における 化学物質による労働災害発生状況

## GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252, 7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

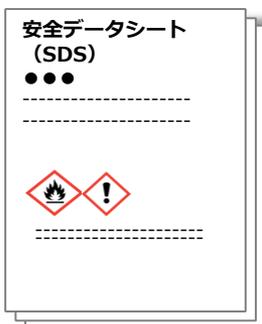
### ラベルの表示



(製品の特定名)	△△△製品	○○○○	(絵表示)	
(注意喚起語)	危険			
(危険有害性情報)	・引火性液体及び蒸気    ・吸入すると有毒 …			
(注意書き)	・火気厳禁                    ・防毒マスクを使用する ……			

### SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報      | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性  |
| 3 組成および成分情報       | 11 有害性情報      |
| 4 応急措置            | 12 環境影響情報     |
| 5 火災時の措置          | 13 廃棄上の注意     |
| 6 漏出時の措置          | 14 輸送上の注意     |
| 7 取扱いおよび保管上の注意    | 15 適用法令       |
| 8 ばく露防止および保護措置    | 16 その他の情報     |



# 1 職場における 化学物質による労働災害発生状況

## GHS絵表示と対象となる危険有害性



				
<b>爆弾の爆発</b>	<b>炎</b>		<b>円上の炎</b>	<b>ガスボンベ</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 爆発物</li> <li>● 自己反応性化学品</li> <li>● 有機過酸化物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可燃性ガス</li> <li>● エアゾール</li> <li>● 引火性液体</li> <li>● 可燃性固体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己反応性化学品</li> <li>● 自然発火性液体</li> <li>● 自然発火性固体</li> <li>● 自己発熱性化学品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水反応可燃性化学品</li> <li>● 有機過酸化物</li> <li>● 鈍性化爆発物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 酸化性ガス</li> <li>● 酸化性液体</li> <li>● 酸化性固体</li> </ul>
				
<b>腐食性</b>	<b>どくろ</b>	<b>健康有害性</b>	<b>感嘆符</b>	<b>環境</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属腐食性化学品</li> <li>● <b>皮膚腐食性／刺激性</b></li> <li>● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急性毒性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>呼吸器感作性</b></li> <li>● 生殖細胞変異原性</li> <li>● 発がん性</li> <li>● 生殖毒性</li> <li>● 特定標的臓器毒性(単回ばく露)</li> <li>● 特定標的臓器毒性(反復ばく露)</li> <li>● 誤えん有害性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急性毒性</li> <li>● 皮膚腐食性／刺激性</li> <li>● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性</li> <li>● 皮膚感作性</li> <li>● 特定標的臓器毒性(単回ばく露)</li> <li>● オゾン層への有害性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水生環境有害性、短期(急性)</li> <li>● 水生環境有害性、長期(慢性)</li> </ul>



# 1 職場における 化学物質による労働災害発生状況

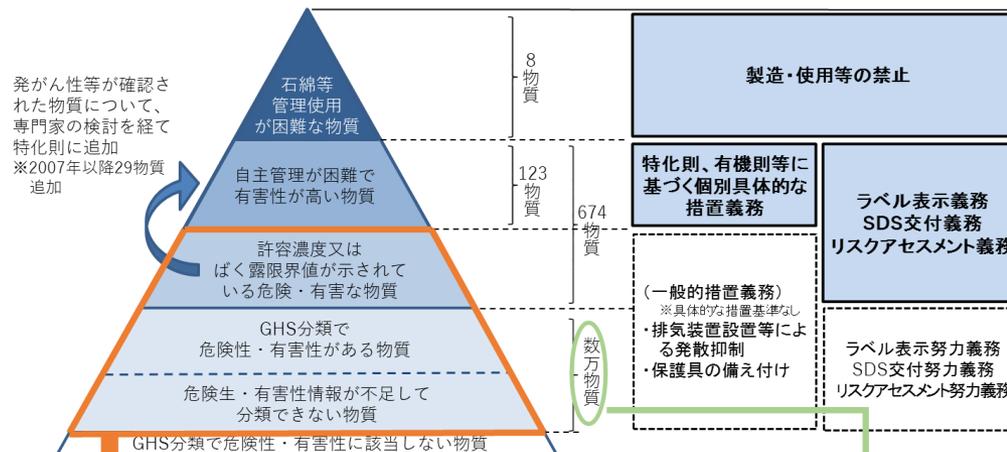
- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の**規制対象外の物質による労働災害**が**約8割**。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、**危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更**し、その結果、**十分な対策が取られずに労働災害が発生**。

化学物質管理のあり方について、  
従来の規制だけでなく、**新しい規制が必要**。

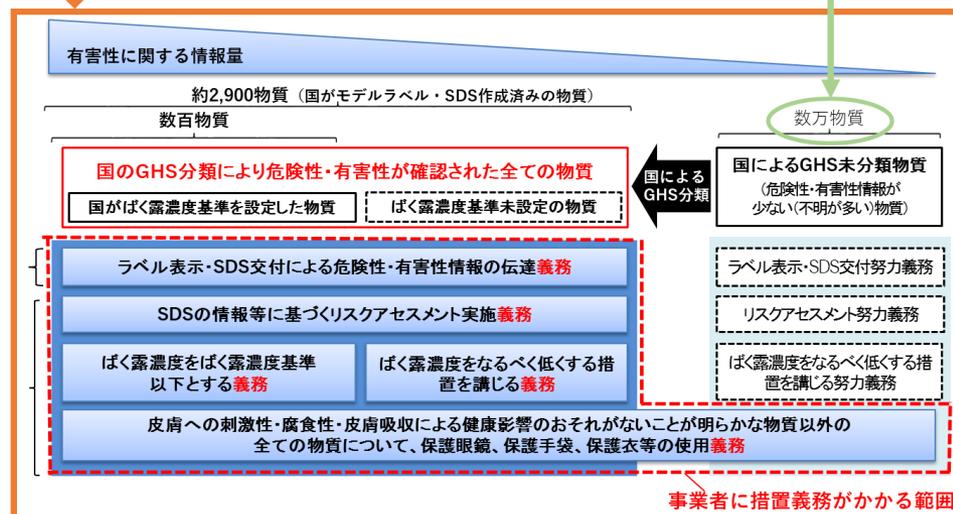
## 2 職場における新たな化学物質管理規制



<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



管理対象物質が  
約2900物質  
まで急増する。



## 2 職場における新たな化学物質管理規制



		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行	
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化			2024(R6).4.1施行

## 2 職場における新たな化学物質管理規制



### 化学物質管理者の選任

Q&AのNo.2-1-1～2-1-10を参照



- 選任が必要な事業場(業種・規模要件なし)
  - リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場
  - 個別の作業現場ごとでなく、工場、店社、営業所等の事業場ごとに選任
  - 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
  - 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能
  - 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当。
- 選任要件
  - 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
    - ✓ リスクアセスメント対象物の製造事業場
      - 専門的講習の修了者
    - ✓ リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
      - 資格要件無し(専門的講習等の受講を推奨)



## 2 職場における新たな化学物質管理規制



### 化学物質管理者の選任

Q&AのNo.2-1-1～2-1-10を参照



#### □ 職務

- ラベル・SDS(安全データシート)の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任することが必要。  
選任後、化学物質管理者の氏名を関係労働者に周知することが必要。



『化学物質管理者 講習 北海道』  
で検索



## 2 職場における新たな化学物質管理規制



### 保護具着用管理責任者の選任

Q&AのNo.2-2-1～2-2-3を参照



- 選任が必要な事業場(リスクアセスメントの実施結果による)
  - リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場
- 選任要件
  - 保護具について一定の経験及び知識を有する者
    - ✓ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
    - ✓ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
    - ✓ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
    - ✓ 特定化学物質及び四アルキル鉛、有機溶剤、鉛の作業主任者資格を有する者
    - ✓ 保護具着用管理責任者に対する教育実施要領に基づく教育を受けた者 etc.
- 職務
  - 保護具の適正な選択
  - 労働者の保護具の適正な使用
  - 保護具の保守管理



保護具着用管理責任者を  
選任すべき事由が発生した日から  
**14日以内に選任**することが必要。  
選任後、**保護具着用管理責任者の  
氏名を関係労働者に周知**  
することが必要。



### 3 第2回化学物質管理強調月間

## ■ スローガン 『慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方』

□ 期間: 令和8年2月1日から2月28日まで



職場の化学物質管理の道しるべ

ケミガイド

▼お知らせ ▼背景 ▼主な労災事例 ▼ケミサポのご紹介 ▼お問合せ ▼動画で知る ▼資料で知る



厚生労働省

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2月 は化学物質管理強調月間

換気をせずにトイレ清掃中に洗浄剤を使ってフッ化水素中毒に

化学物質を用いた「洗浄、清掃、漂白」も

美容院で使う「毛染め剤」も

美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ

令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になっています。

職場で使っている「化学製品」管理すすめてますか？

30秒動画編

食品加工の「洗浄剤」も

でも、安心してね!

「ケミガイド」がご案内します

注目!!

飲食店の「漂白剤」も

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

職場の「塗料」も

職場で使う「さび止め」も

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に



# 3 第2回化学物質管理強調月間

## リーフレット及び自主点検表



あなたの職場にいますか？

## 化学物質管理者

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2 月は化学物質管理強調月間

### 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

▽がつかない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 ○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。 ○令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。	 
②化学物質管理者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○RA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 ○化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	 
③RAを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。 ○厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。 ・業種・作業別マニュアル ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル (参考) Q1-1なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q1-2リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。	  
④RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 ○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。 (参考) Q12-1リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 Q12-2リスクを低減するためにどのような措置を講ずるべきか。	 
⑤安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 (参考) Q15-1入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。 Q15-2ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。	 
⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	 
⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 ○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 (参考) Q13-1SDSはいつ交付しなければならないのか。 Q13-2ホームページでSDSを提供しても良いか。	 

関連情報は  
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、  
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、  
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に  
基づく適切な管理等が義務づけられています。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>





## 4 化学物質のリスクアセスメントについて

### ■ リスクアセスメント対象物の確認

- 使用している製品に含まれる**化学物質のSDS**をメーカー等から入手
  - **単に最新のSDSを入手するのではなく、現在使用している製品と化学物質の成分・比率が同じもので、情報が最新のSDSを入手する。**
- **令和7年4月1日、令和8年4月1日時点**のリスクアセスメント対象物
  - 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日、令和8年4月1日及び令和7年9月19日施行)
- **令和9年4月1日に追加予定**のリスクアセスメント対象物(約150物質)
  - 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧(令和7年2月19日改正政令及び改正省令公布、令和9年4月1日施行)(令和7年9月19日更新)



## 4 化学物質のリスクアセスメントについて



### ■ 化学物質リスクアセスメント実施の一助となるマニュアルの活用

#### □ 業種・作業別マニュアル

- ビルメンテナンス業 【洗剤・洗浄剤】
- 食料品製造業 【洗剤・洗浄剤】
- 飲食店 【洗剤・洗浄剤】
- 塗装作業 【塗料】
- 接着関連作業 【接着剤】



#### □ 建設業における化学物質取扱いリスク管理マニュアル(建災防HP)

- 建築工事マニュアル
- 土木工事マニュアル





# 4 化学物質のリスクアセスメントについて

## ■ 化学物質のリスクアセスメント実施支援ツールの活用

### □ 職場のあんぜんサイト

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare\職場の安全を応援する情報発信サイト/  
職場のあんぜんサイト

職場のあんぜんサイト

[HOME](#) [お問合せ](#) [サイトマップ](#)  [検索](#)

労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール



化学物質

[ホーム](#) > [化学物質のリスクアセスメント実施支援](#)

## 化学物質のリスクアセスメント実施支援

### 目次

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

[詳しくはこちら](#)

リスクアセスメント支援ツール

[詳しくはこちら](#)

リスクアセスメント実施・  
低減対策検討の支援

[詳しくはこちら](#)

関連ページ

[詳しくはこちら](#)

# 4 化学物質のリスクアセスメントについて



## ■ 化学物質のリスクアセスメント実施支援ツールの活用

### □ CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル)の操作説明【動画視聴】



化学物質管理者の専門的講習 補足動画

CREATE-SIMPLEの操作説明

 厚生労働省  
化学物質管理講習





**御清聴ありがとうございました。  
今年(度)も御安全に！！**

今回の説明内容を含め、安全衛生に関する御質問・不明点等があれば  
浦河労働基準監督署 監督・安衛課(TEL 0146-22-2113)  
までお問い合わせください。